



急な日程変更や閉館情報
などを発信します。
友だち登録をお願いいた
はじめましたします。



☆新型コロナウイルス感染症に関する大事なお知らせ

三重県のコロナウイルス感染が日に日に増えていっています。お身体、ご自愛ください。

事務所においても当面、感染症拡大防止の取り組みとして、受付窓口にアルコール消毒・飛沫感染防止板を設置、こまめな換気、職員のマスク着用等、対策を講じております。

会計ソフトの体験・点検・相談会等、密を避けるため、来所をご希望される方は、**必ず事前に予約**をお取りいただき、**マスク等を必ず着用**してのご来館をお願い致します。少しでも体調の悪い方・身近でコロナウイルスに感染された方がいらっしゃいましたら、来所を延期していただきますようお願いいたします。



青色申告特別控除65万円にチャレンジしてみませんか？

個別ブルーリターンA 体験講習会

消費税・イータックス対応のパソコン会計ソフトブルーリターンAで青色申告特別控除は65万円。個別体験講習会にご参加ください。

◇日 10月3日(月)・4日(火)
10月24日(月)・25日(火)

◇時間 午前10時 午後1時 午後3時

※11月4日(金)は、研修旅行の
為、閉館いたします。

今年最後の「ブルーリターンA」体験講習会

パソコンがあればOK。消費税対応。

青色申告特別控除65万円も適用。

e-Tax対応。

11月1日(火)・2日(水)

11月29日(火)・30日(水)

時間 午前10時と午後2時

日々の入力(パソコンへの打込み)だけで、減価償却・決算書・申告書が自動的に出来ます。

〔所得税・消費税〕説明会

消費税課税事業者の方は是非ご参加ください！

◇日 10月20日(木)・21日(金)

◇時間 午前10時 午後1時 午後3時

◎税理士先生による「記帳点検」は
11月17日・18日に行います。

記帳点検

毎日記帳している帳簿の点検をします。ご都合の良い日にお出掛け下さい。

日時 11月17日(木)・11月18日(金)
午後1時半～午後3時半

<持参> 帳簿・伝票・前年決算書控等関係書類

◎ご出席の方には
「記帳点検済」印を押させていただきます。

〔指導〕 東海税理士会津支部

<青色教室> 正しい決算

仮決算書(損益計算書, 貸借対照表)を作りましょう。

11月24日(木)・25日(金)

午前10時～11時半・午後2時～3時半



中退共
CHU-TAI-KYO

中小企業の退職金
国の制度が
サポートします。

- 中小企業退職金共済制度なら...
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は全額非課税。手数料も不要です。
- 外部積立型なので管理が簡単です。
- パートタイマーさんも加入できます。

お気軽にお問合せください
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

津青色申告会
会員の皆様へ

粗品プレゼント

みえ共済特別キャンペーン実施

令和4年9月1日～令和4年11月30日

パールシニア共済

(引受基準緩和型商品)

持病がある方でもご加入いただける医療共済

すこやか共済

通院1日目から保障する傷害共済

所得補償共済

ケガや病気による就業不能を保障します

どの共済もお手頃な掛金で、しっかり備えていただけます

この機会にご検討ください！



詳しくは、津青色申告会 まで
TEL 059-225-6555

青色ドック 年に一度の健康診断
 ◇ 日 10月26日(水)
 10月27日(木)
 (希望日をお選びいただけます)
 ◇ 場所 メッセウイング・みえ
 (津市北河路町)

<ご案内>
 ☆詳しくは、8月中旬にお送りしました『検診内容の詳細』と『申込書』をご覧の上、**検診申込書**でお申込下さい。
 お問い合わせは事務局へどうぞ

パソコンによる減価償却の計算

一度パソコンへ減価償却の計算を入力しておくと、毎年自動計算されます。決算時には正しい計算表を印刷してお渡します。手書きによる計算は必要なくなります。お気軽に連絡下さい。

【お断り】
 2月の税理士先生の税務相談では、手計算による減価償却の計算はお断りします。ご了承下さい。

青色申告会がつくった、初心者にやさしいパソコン会計ソフト『ブルーリターンA』をお勧めします。

価格29,700円(税込)
 (3年分の保守料9,900円含)
 -使いやすく簡単。指導相談も万全-
 青色申告特別控除最大65万円適用。
 消費税申告・イータックスにも対応します。
 お問い合わせ申込みは事務局へどうぞ。
 ◎記帳専用ソフトで1年間お試しも可能です
 体験ご希望の方はお申し込みください

【青色共済+傷害特約】

月2,250円
 健康審査無用・支払い速やか・大きな安心・
 病気とケガの総合保障
 ☆ケガの通院は1日目から1,500円の通院給付
 ☆国内はもちろん、海外での事故も保障
 <お問合せ お申込は事務局へ>

会員増強にご協力を

【新規会員ご紹介キャンペーン】
 お知り合いの方・お近くの方、新しい会員をご紹介下さい。
 ご紹介者が入会された場合、加入者1名につき5,000円の報奨金を差し上げます。

個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です(所得税及び復興特別所得税の申告が必要でない方も対象)
 詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署(所得税担当)にお問い合わせください。

【国税局HPホーム>申告・納税手続き>所得税(確定申告書等作成コーナーはこちらから)>個人で事業を行っている方の記帳・帳簿の保存について】

インボイス制度・優良電子帳簿保存の講習会開催のお知らせ

令和5年10月から、インボイス制度消費税率が変わります!

今年度の5月と8月にインボイス制度についての講習会を開催しましたところ、先着10名様満員になり、好評で終了いたしました。好評につき、インボイス制度の講習会を再度、開催いたします。ご自分は関係ないと思っている方も、是非、講習会にご参加下さい!
 また、優良電子帳簿保存についても講習する予定です。

日時: 9月29日(木) 10:00~11:30
 9月29日(木) 14:00~15:30
 10月28日(金) 10:00~11:30
 10月28日(金) 14:00~15:30
 11月28日(月) 10:00~11:30
 11月28日(月) 14:00~15:30
 12月8日(金) 10:00~11:30
 12月8日(金) 14:00~15:30

講師: 津税務署 個人課税第一部門
 鈴木 純 記帳指導推進官

会場: 津青色申告会会議室



☎ 059-225-6555
 各、先着10名様で終了。
 お電話にて好きな日時でお申込み下さい。

☆青色申告会の業務時間
 月曜日~金曜日 午前8時半~午後4時半
 第1・第3土曜日 午前8時半~正午

課税売上1,000万円以下の方でもインボイス!?

こんにちは。お野菜持ってきました。納品・請求書確認して下さい。



C江さん(農業経営)
 消費税の免税事業者
 (適格請求書発行事業者でない)



C江さん!この請求書だと、A子さんが、消費税で【仕入・経費分の消費税】を引けないので、消費税でA子さんの負担が多くなります~!

インボイスじゃないと差し引けない!

農家より野菜を購入 5万円(税込)	×	消費税率(軽減税率) 8% 108%	=	消費税 3,703円
----------------------	---	--------------------------	---	---------------

そうなのね...知らなくてごめんなさい。主人と一緒に勉強してみるわね。有難う。



詳しくは、国税庁のHPか、専用ダイヤルに聞くのが便利です!



いつも美味しいお野菜ありがとうございます。B美さん。適格請求書発行事業者で助かります。

A子さん(飲食店経営)
 消費税の課税事業者
 (一般課税事業者)
 適格請求書発行事業者



こちらこそ。また、私たちが接待で使わせて頂きますね。



B美さん(農業経営)
 消費税の課税事業者
 適格請求書発行事業者

①

インボイス制度が始まって、C江さんとの取引を悩んでいるの...【仕入・経費分の消費税】を引けないとこちらの負担になってしまうから...



②



C江さんは免税事業者だから、関係ないと思っているかもしれないですね。

下記を参考に相手先との関係を確認し、適格請求書発行事業者になるかご判断ください。

A(上図A子・飲食店) 【課税事業者】		B(上図C江・農業) 【免税事業者】		AとBについて 変更点
課税事業者	インボイス発行事業者	課税事業者	インボイス発行事業者	
○	○	○	○	現状と変わりなし
○	○	×	×	Aは仕入税額控除ができなくなる
○	×	○	○	現状と変わりなし
○	×	×	×	Aは仕入税額控除ができなくなる
×	×	○	○	現状と変わりなし
×	×	×	×	現状と変わりなし

●売上先との関係を確認する場合、あなたはB、売上先はAとして、あてはまる箇所をお選びください。

●取引先との関係を確認する場合、あなたはA、取引先はBとして、あてはまる箇所をお選びください。

詳しくは国税庁HPの「インボイス制度特集」へ
 お問い合わせは国税庁専用ダイヤル0120-205-553へ